省令

○経済産業省令第五十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百十三号）の施行に伴い、並びに輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき及び同令を実施するため、輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年六月十日

経済産業大臣　萩生田光一

輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

第一条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二及び別表第一の三の二中「貨物名称（別表第２の３第２号の場合は貨物番号）」を「貨物名称（別表第２の３第２号の場合は貨物番号）」に改める。

第二条　輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十六条　輸出令別表第二の三第二号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第四〇八・一〇号に該当するもの 二　関税率表第四四・一六項に該当するもの	［新設］
第四十七条　輸出令別表第二の三第二号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七三・〇九項に該当するものとする。	［新設］
第四十八条　輸出令別表第二の三第二号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二・〇八項に該当するものとする。	［新設］
第四十九条　輸出令別表第二の三第二号の二ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税率表第八四・〇二項（第八四〇二・一一号を除く。）に該当するもの 二　関税率表第八四〇五・九〇号に該当するもの 三　関税率表第八四〇六・九〇号に該当するもの 四　関税率表第八四・一二項（第八四一二・三一号、第八四一二・八〇号及び第八四一一・九〇号を除く。）に該当するもの 五　関税率表第八四一四・九〇号に該当するもの 六　関税率表第八四一五・八三号に該当するもの 七　関税率表第八四二〇・九九号に該当するもの 八　関税率表第八四二一・一九号及び第八四二一・九一号に該当するもの 九　関税率表第八四二四・八九号及び第八四二四・九〇号に該当するもの 十　関税率表第八四二五・一一号に該当するもの 十一　関税率表第八四二六・一二号及び第八四二六・九九号に該当するもの 十二　関税率表第八四二八・二〇号、第八四二八・三二号、第八四二八・三三号及び第八四二八・九〇号に該当するもの 十三　関税率表第八四二九・一九号及び第八四二九・五九号に該当するもの 十四　関税率表第八四三〇・一〇号及び第八四三〇・三九号に該当するもの 十五　関税率表第八四三九・一〇号及び第八四三九・三〇号に該当するもの	［新設］